

# 既存住宅に

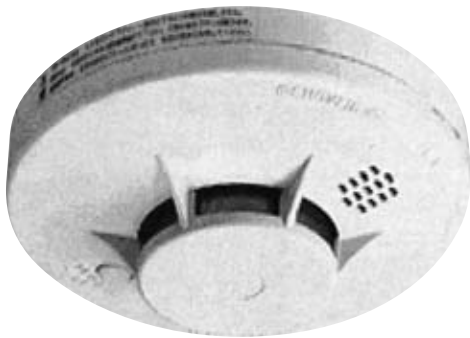
# 住宅用火災警報器を

# 設置してください

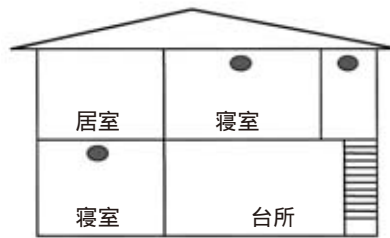
消防法で一般住宅に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられています。

既存住宅の設置期限は五月三十一日です。

設置していない住宅は、必ず設置してください。設置する場所は主に「寝室」です。二階に寝室がある住宅は、階段上部にも設置が必要です。各住宅の寝室の場所と数によって設置数が異なります。



2階建て住宅設置例



● は設置場所です

### 購入先

購入は、信頼のおける防災設備店、家電販売店、ガス器具販売店、ホームセンターなどで購入してください。住んでいる地区の自治会などで共同購入している場合もありますので確認してください。

### 悪質訪問業者に注意

住宅用火災警報器を不当な価格や必要個数以上に販売しようとする悪質訪問者が出現し、愛知県内でも被害が発生していますので十分に注意してください。

問い合わせ先 知多中部広域事務  
組合消防本部予防課  
☎(21)1491

## のるものが うまい話と くちぐるま ～ 悪質商法が身を守るために ～

悪質商法の被害に遭わないために  
悪質商法の手口は、年々巧妙になってきています。被害に遭わないようにするには、皆さん一人ひとりがしっかりした心構えを持つことが最も大切です。  
業者から勧誘を受け、契約するときは、次の「悪質商法撃退10か条」を参考にしてください。

### 悪質商法撃退10か条

何の用？ しっかり聞こう 身分と用件  
おかしいと 思ったときは ドア閉めて  
もうかります そんな言葉に ご用心  
あやしいぞ 人のフトコロ聞く 業者  
勇気出し はっきり言おう いりません  
しつこいな そんな相手は 110番  
迷ったら 一人で悩まず まず相談  
サインして あとでしまった もう遅い  
契約は してもお金は 後払い  
あなたです！ 自分の財産 守るのは

問い合わせ先 半田警察署 ☎(21)0110



### 悪質商法110番

愛知県警では悪質商法からの被害を防ぐために、

「悪質商法110番」☎ 052(951)4194 よいくらし

を設けて、皆さんからの相談に応じています。

受付時間は、月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）  
の午前9時30分～正午、午後1時～午後4時です。